

東証上会第217号
2020年2月10日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバルな経済活動に大きな影響を与えており、中国に主要な事業拠点や取引先を有している場合をはじめ、上場会社の皆様の事業活動にも、今後少なからず影響が及ぶことが懸念されはじめております。

こうした状況を踏まえ、当取引所では、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に関する適時開示実務上の取扱いを整理いたしましたので、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にご周知いただき、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1. 決算及び四半期決算の内容の開示

通期の決算内容及び四半期決算内容につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第にご開示いただくことで差し支えありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示をご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となりますのでご注意ください。

2. 事業活動等への影響に関する開示

このたびの新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響は、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与えることが見込まれます。

当取引所におきましても、市場における売買取引の監視等を通じて取引の公正性確保に努めておりますが、不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、役職員や取引先その他の関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、可能となった時点では、速やかにかつ積極的に、影響等に係る情報開示をご検討ください。

3. 業績予想に関する開示

今般の新型コロナウイルス感染症が事業活動及び経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合などにあっては、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後に合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられます。

4. その他

これらのほか、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、重要な会社情報の適時開示等につきお困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

また、本日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」が金融庁ホームページに掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

お問い合わせ先：(株) 東京証券取引所 上場部 開示業務室
050-3377-7698

以 上